

《お知らせ》

位置図

現在の通学実態に合わせて通行禁止の規制時間を変更し、児童の安全を確保するものです。(地元要望)

規制場所①

規制場所②

規制場所③

規制場所④

堺大和高田線

イオン藤井寺

藤井寺市役所

令和7年3月27日(木)まで ⇒ 【規制時間：7：45～8：45】が
令和7年3月28日(金)から ⇒ 【規制時間：7：30～8：30(土曜・日曜・休日、
1月2日3日を除く。)】へ

- 「現在」通行許可証をお持ちの方は、現在お持ちの通行許可証を持参の上、再申請して下さい。（必要書類は、前回申請時と同じです。）
- 規制時間の変更により、規制時間中に通行が必要な方は、通行許可申請が必要です。
- 通行許可証の申請対象者は、通行規制場所を通行しなければ、自宅に出入りできないなど、やむを得ない理由がある方が許可対象です。（地元住民だからといって、除外されるわけではありませんので、通行許可証なく通行すれば違反となります。）

【問い合わせ先（平日9:00~17:45）】 羽曳野警察署 交通規制係 072-952-1234